

協働でつくる魅力ある匝瑳市



人口構造の変化や複雑化する地域課題の解決に向けて、住民や団体などの多様な主体が連携し、それぞれが持つ「知恵」「力」を生かして協働する魅力ある手法、これが「市民協働」です。
協働を推進して、匝瑳市をより良くする第一歩を踏み出しましょう。

協働とは、多様な主体（市民、地域活動団体、事業所、行政など）が、地域課題を共有し、解決に向けて連携・協力して取り組む手法です。子どもから大人までが、それぞれ「知恵」と「力」を生かし、より良いまちをつくる担い手となることができます。

なぜ協働が必要なの？

本市は、平成7年をピークに人口減少が進み、47年の総人口はピーク時の約半数近くの2万8千人に、高齢化率（65歳以上の人が人口を占める割合）は4割を超えると予想されています。

人口減少と少子高齢化、また、価値観の多様化による地域課題などの複雑化、これらの課題を解決するため、協働によるさまざまな主体の関わりが必要になります。

市民協働推進協議会を発足

市では、協働を推進するため「匝瑳市市民協働推進協議会」が

「市民提案型事業」で課題解決をサポートします

「市民提案型事業」とは、NPO法人やボランティア団体をはじめとする市民活動団体、自治会、公益活動を実践する企業などと市が力を合わせて、地域の課題解決や活性化を図る事業です。

今後は、募集要項を定め、平成29年度から皆さんの優れた提案を実現するため取り組んでいきます。

◆事業の種類

○新団体設立支援

市民協働の担い手となり得る新規の活動団体へ、設立に向けた必要経費を助成する事業です。

○団体ステップアップ支援

協働の担い手の活動団体が行う、新規事業や事業拡大などに必要な経費を助成する事業です。

○協働提案型

住み良いまちづくりに向けた協働の取り組みの提案を受けて、共に実施する事業です。

○こどもまちづくり提案型

将来、地域の担い手となる小・中学生、高校生を対象に、自分たちが住み続けたいまちにするため、提案を行い自ら活動することで郷土愛を育む事業です。

発足しました。協議会は、市内団体からの推薦7人、市民公募2人の計9人で組織されています。

利用してください

「市民活動サポートセンター」

市民活動サポートセンター（市役所1階環境生活課内）では、市民活動・協働に関する疑問や相談を受け付けています。また、活動

団体間や行政との「つなぎ役」も担っています。
今後は、活動団体を紹介するコーナーを設けるなど、協働を推進していくための環境整備を進めていきます。

協働への取り組みについて相談がある人は、同センターへ連絡してください。

「地域を盛り上げるアイデアはあるけど、どうしていいのかわからない」「自分たちの知識や知恵を若い人たちに伝えたい」——誰かに「任せる」のではなく、私たちの「自分ごと」として、地域の課題解決や活性化に向けて連携・協力し、私たちが住む匝瑳市を、協働を通じて魅力あるまちにしていきたいです。

3月26日は千葉県知事選挙の投票日



投票を
お忘れなく!

投票日時 3月26日(日) 7時～20時

開票日時 同日21時～(八日市場ドーム内)

■期日前投票

期間/時間 3月10日(金)～25日(土) / 8時30分～20時
場 所 市役所または野栄総合支所

◆各投票区と投票所

投票区	投票所
第一	八日市場公民館(八日市場イ2402番地)
第二	八日市場勤労青少年ホーム(八日市場イ2030番地)
第三	旧八日市場小学校米倉分校(八日市場木2016番地)
豊栄	豊栄小学校体育館(飯倉1847番地)
須賀	須賀小学校体育館(高1956番地)
匝瑳	旧匝瑳小学校(松山1122番地)
豊和	豊和小学校体育館(大寺1492番地)
吉田	吉田小学校体育館(吉田4020番地)
飯高	飯高コミュニティセンター(飯高1680番地1)
共興	共興小学校体育館(東小笹1160番地)
平和	平和小学校体育館(平木1819番地)
椿海	椿海小学校体育館(椿973番地)
野手	野田小学校体育館(野手13034番地)
今泉新堀	野栄総合支所(今泉6474番地)
栄	栄小学校体育館(栢田823番地)

※3月4日以降に市内転居の届け出をする人は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

■投票できる人
平成11年3月27日以前生まれで、29年3月8日現在において、市内に住所を有し、引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されている人

◆転入・転出した人は
28年12月9日以降に、県内他市町村から本市に転入した人、または本市から県内他市町村へ転出した人で、住所の移転が市町村を単位として1回であることなどの要件に該当する人は、「引き続き県内に住所を有することの証明書」を提出して、旧住所地で投票できる場合があります。この証明書は、いづれの市町村(市民課などの窓口)でも交付の申請ができます。投票前に本市から県外へ転出した人は投票できません。

■投票所
投票所は左表の通りです。投票所入場券に記載された投票所を確認の上、投票してください。

◆期日前投票
仕事や旅行、病気がなど一定の事由に該当し、投票日(26日)に投票所へ行けない人は、期日前投票や不在者投票の制度を利用してください。

■入場券をお持ちください
投票所入場券は、圧着式のがきで郵送されます。入場券を切り離し投票所へ持参してください。

◆病院などでの不在者投票
指定の病院や老人ホームなどに入院・入所中で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で投票ができます。希望する人は、施設の担当者へ申し出てください。

◆郵便などによる不在者投票
身体に重度の障がいがある人(身体障害者手帳または戦傷病者手帳を所有し、一定の障がいがある人)や、要介護状態区分が「要介護5」の介護保険被保険者証を所有する人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

◆滞在地での不在者投票
※投票用紙の請求期限は22日(水)で、この制度の利用には、市選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」が必要です。

◆期日前投票
仕事や旅行、病気がなど一定の事由に該当し、投票日(26日)に投票所へ行けない人は、期日前投票や不在者投票の制度を利用してください。

◆滞在地での不在者投票
市外に滞在中の人は、市選挙管理委員会から投票用紙などを取り寄せ、滞在先の選挙管理委員会へ不在者投票ができます。

**選挙公報を
ご覧下さい**
選挙公報は、16日(木)ごろの新開折り込みで配布の予定です。「広報そうさ」の戸別郵送世帯には、同様に郵送します。また、市役所、野栄総合支所、八日市場公民館などにも配置します。

※このページに関する問い合わせは市選挙管理委員会(総務課内) ☎73-0084へ